

労働農民党神戸支部  
統一運動同盟兵庫県地方同盟

(5) 被害

人及び住宅に関する被害〈作表〉

(次ページ)

○「北但震災誌」の被害表は「<sup>(付)</sup>蓋、匆卒の際、編集せるを以て調査行届かず、覚えず此等誤謬を来たせるなり。恨むらくは之を訂正すべき資料を得るに由なし。今、之を此に録するものは多少の誤謬を免れずと雖、仍ほ其大体を想見するに便なるを以てなり」(『乙丑震災誌』下巻)  
○「最後に確定せる死傷者・罹災家屋及び損害金額の総数を記すれば左の如し」(『乙丑震災誌』上巻)〈総数は横書きに改めて作表〉(次ページ下段)

5 衛生と医療

(一) 衛生

(1) 衛生組合

『城崎郡役所事績』

第十章 衛生

(中略)

第二節 伝染病及保健

(中略)

二、衛生組合と衛生思想の普及

伝染病予防は衛生組合の活動に俟つこと多きを以て、明治三十一年中郡内各町村大字毎に衛生組合を編成せしめ、組長・副組長・委員を設置して春秋二回の清潔法を励行せしめ、伝染病の予防及早期発見に努め、其

人及び住宅に関する被害（『北但震災誌』から摘記し、横書きに改めた。城崎郡関係）

町村名	罹災前 戸数	罹 災 戸 数										罹災前 人口	罹 災 人 口			計
		家 屋					其 他 建 物						死者	傷者	行方不明	
		焼失	全潰	半潰	破損	計	焼失	全潰	半潰	破壊	計					
豊岡町	2,178	1,000	257	503	489	2,249	1,817	87	372	387	2,663	11,097	87	293	—	380
五荘村	677	—	56	20	421	497	—	22	3	5	30	3,293	5	9	—	14
田鶴野村	444	—	102	118	208	428	—	31	7	23	61	2,311	8	13	—	21
新田村	480	—	28	121	331	480	—	15	44	74	133	2,449	1	3	—	4
八条村	368	—	13	42	224	279	—	13	32	113	158	1,910	2	7	—	9
三江村	408	—	15	50	125	190	—	8	18	29	—	—	—	—	—	276
港村	742	148	369	170	96	783	45	236	136	220	637	4,434	33	243	—	4
中筋村	498	—	9	40	254	303	—	22	50	248	320	2,767	—	4	—	4
奈佐村	420	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	2,231	1	1	—	2
城崎町	702	548	—	6	88	642	341	14	24	32	411	3,410	261	198	11	470

豊岡町（『乙丑震災誌』上巻による確定被害）

死 傷 者		罹 災 家 屋							
死亡	重傷	軽傷	計	全焼	全潰	半焼	半潰	大破	計
88	139	157	384	1,031	257	33	236	268	1,775

の発生に際しては予防及撲滅に努めしむ。明治三十六年県令第五十二号に依る衛生組合規約標準に基き、組合総数二百四十七に対し更に規約を作らしめ之が認可を受けしめたり。(下略)

## (2) 津居山村衛生組合規約

津居山区蔵

医第六四号

衛生組合ノ件ニ付テハ過般御会同ノ節及御談示候通、目下伝染流行病有無ニ拘ラズ一般ニ設置可致筈ニ有之、尚又其筋ヨリ至急該規約并組長人名等報告可致旨、照会ノ次第モ有之候条、右御了知早々其手運相成度、此段為急及御照会候也。

明治廿三年九月十六日

城崎郡港村役場

大字津居山管理者 御中

港村ノ内津居山村衛生組合規約

第壹条 本規約ハ伝染病・流行病ノ予防并ニ清潔法・消毒法ヲ実行スルヲ以テ目的トシ、組合ヲ設ケ之ヲ履行スルモノトス。

行スルモノトス。

第貳条 当組合ハ港村ノ内津居山村ヲ組合区域トシ、

組長一名及組合区域ヲ六区域ニ分チ一区域毎ニ弍名ノ仕長ヲ置ク。但シ、任期ニケ年トス。

第三条 組合区域内ニ現住スルモノハ總テ組合ニ加入

シ、本規約ヲ遵守スルノ義務アルモノトス。

第四条 毎年初夏ノ候ニ至リ村長ヨリ大掃除施行期日

ノ通達アリタルトキ、組長ハ之ヲ仕長ニ伝へ組合内・定期ノ大清潔法ヲ施行シ、又伝染病・流行病ノ

兆アルトキハ臨時之ヲ施行ス。其順序左ノ如シ。

一 家屋ノ内外并ニ床下ヲ掃除シ、湿地或ハ不潔ノ

箇所へハ生石灰ヲ撒布スル事

二 下水ヲ浚渫シ、井戸ノ破損処并ニ悪水ノ浸入等  
ヲ修理スル事

第五條 流行病アルトキハ組長及什長ハ其受持区域内

ヲ時々巡視シ、下水溝其他不潔ノ箇所ト見認ムルト  
キハ該家へ掃除ヲ促シ清潔法ヲ行ハシメ、予防ノ注  
意ヲ促スモノトス。

第六條 流行病アルニ際シ伝染病患者アルトキハ直ニ

受持什長ニ、什長ハ之ヲ組長ニ、組長ハ村役場ニ通  
知スルト共ニ其病家ニ臨ミ、嚴重ニ手当ヲナシ近隣  
ニ予防法ヲ指示スルモノトス。

第七條 組長及什長ニハ其職務ニ従事シタル日ニ限り

日当トシテ金拾錢ヲ給ス。組合内伝染病患者アリタ  
ル場合ニハ、幾分ノ報酬ヲ与フルモノトス。但シ、

実費ヲ要シタルモノハ組合總會ニ報告シ、之ヲ請求  
スル事ヲ得。

第八條 日当報酬又ハ実費額ハ、年末ニ至リ組合總會

ノ議決ニ依リ賦課徴収スルモノトス。

右ノ条々確守履行セン事ヲ誓ヒ、組合員一同記名捺印  
スルモノナリ。

明治二十三年九月 日

港村ノ内津居山村

木下 勘兵衛

木下 金次郎

坪上 市左衛門

船谷 市松

瀬渡 源助

丹後谷 藤藏

(以下、一九七名氏名、略)

(3) 春季清潔法実施通知

〔豊田區文書〕 豊岡市蔵

人二第三二〇号ノ一

左記ノ日割ヲ以テ春季清潔法施行候条、別紙実施方法書ニ抛リ可成緻密ニ施行候様、一般へ嚴重ニ御通示可有之、此趣及通知候也。

追テ施行ノ当日ハ警官并町吏員実地ニ臨檢可致候条、其旨一般へ通示置有之度候。

明治卅年四月二日

豊岡町役場

豊田町 管理者御中

施行日割

一 街路便所

四月四日

一 小田井全部 四月五日

一 新屋敷町 四月六日

一 竹屋町・滋茂町 四月七日

一 久保町・永井町・寺町 四月九日

一 本町・生田町 四月十日

一 小尾崎町・新町 四月十一日

一 京口町 四月十二日

雨天順延

清潔法実施方法

下水溝渠等掃除ノ事

一、宅地内外及街路ニ添フタル下水溝渠等ハ浚渫シ、汚水ノ停滞セサル様掃除シ、生殖セル雜草ハ取除ク事

二、下水溝渠ニハ土砂塵芥ノ流入ヲ防キ、破壊若クハ不完全ナルトキハ相当ノ修繕ヲ為ス事

三、下水溝浚渫ノ際、汚水ヲ道路ニ撒布シ又ハ汲揚ル

事ナク其放流セシメ難キモノハ桶ヲ以テ運搬器トナシ、汚水淤泥共ニ汲ミ揚ケ耕地其他支障ナキ場所ニ汲除ス可シ。

井戸及其近傍掃除ノ事

一、井底ニ塵芥泥土アルトキハ之ヲ浚渫シ、又井戸側

堀抜井水溜等ニ付属シタル水垢青苔等モ掃除シ、井

戸ハ浚渫ノ後多量ノ砂利ヲ投入スル事

二、釣瓶ニ水垢ノ附着シタルモノハ掃除シ、其釣瓶繩

ノ腐朽ニ属シタルモノハ取換フル事

三、桶井戸側ノ腐朽、又破損シタルモノハ之ヲ修理シ、

井戸端流ノ場ハ石・漆喰又ハ板ヲ以テ之ヲ作り、其

破損又ハ粗造ノモノハ修理スル事

四、使ヒ水ハ適當ノ溝渠ニ放流セシム可シ。若シ其便

宜ナキトキハ陶器又ハ桶喰壺ニ溜メ、時々之ヲ汲取ル様予メ準備シ置ク事

塵芥掃除ノ事

一、各家ノ塵芥溜ハ桶又ハ箱等一定ノ容器ヲ備へ、若クハ板囲ヲ為シ時々除却ノ方法ヲ設クル事

二、塵芥ハ多量ニ堆積セサル様、人家ノ隔リタル場所

ニ運搬シ、焼却又ハ棄却スル事

但シ、時々石灰ヲ撒布スル事

床上・床下掃除ノ事

一、床上ハ清潔ニ掃除シ、畳・蓆、其他湿気ヲ帯ヒタ

ル物及湿気ヲ引キ安キモノハ悉ク日光ニ曝露スル事

二、床下ハ塵芥ヲ掃除シ、卑湿ナルトキハ石灰又ハ乾

燥シタル砂ヲ撒布スル事

三、床下ニ雨水浸入ノ恐アル場所ハ、相当ノ土砂ヲ填

補スル事

炊事場掃除ノ事

一、炊事場ハ総テ飲食物ヲ取扱フ所ナレハ最モ清潔ナルヲ要ス。又、石造ト木造トヲ不問、流シ場ハ毎ニ

洗滌シテ水苔ヲ除去シ、其能ク流放シ得ベキモノハ

日光ニ乾カシ其破損スルモノハ修理スベシ。

二、流シノ下ハ常々湿润ナルヲ以テ漆喰叩キトナスヲ

要ス。若シ、為シ得ザル事情アルモノハ時々掃除シ、

石灰ヲ混入シタル精砂（石灰「一分又ハ二分」・精砂

「三分」・豆砂利「六分」）ト取替ヘシム可シ。

便所掃除ノ事

一、便所及其周囲ハ可成陶器・石材・煉化<sup>（瓦）</sup>・タ<sup>（瓦）</sup>キヲ

以テ構造スルヲ要ス。

二、便池及ヒ周囲ノ破損シタルモノハ直ニ修理、又ハ

取替フル事

三、糞便ハ充溢セシメサル様、時々汲取ル事

四、便所ノ戸柱・踏板等不潔ナルモノハ湯又ハ水ニテ

能ク洗滌ス可シ。殊ニ引手其他、手ノ触ル<sup>（ト）</sup>場所ハ

最モ能ク注意スベシ。

五、便所付属ノ手洗所ハ毎ニ清潔ニ掃除シ、水垢・青

苔等ノ生セサル様時々洗滌ス可シ。

清潔法施行順序

一、家屋内外宅地沿ヒノ下水・塵芥溜等ハ施行当日内

ニ執行スル事

但シ、当日万不得止差支アルトキハ町役所ニ届出、

施行後日ノ指揮ヲ受ク可シ。

二、修理新設等ハ執行ノ際、相当地限ヲ定メテ之ヲ命

シ、竣工シタルトキハ検査ヲ受クベシ。

三、清潔法ノ継続ハ衛生組長及衛生仕長ニ於テ監督、

厳重執行セシムル事

(4) 衛生会

〔豊田區文書〕豊岡市蔵

本郡未タ衛生会ノ設ケナシ。此レ吾人ノ遺憾トスル処ナリ。

今日諸種ノ事業、皆將ニ盛ニ日ニ月ニ進歩シツツアルニ方リ独リ衛生上ニ於ル志士団体ナク、又タ之レヲ攻究スルノ機關ナキハ亦タ一ツノ欠点タリ。予等切ニ冒瀆ノ責ヲ負ヒ、茲ニ発起者タルモノ偏ヘニ諸君ト共斯道ノ考究ヲ為サントスルニアリ。斯道ヤ実ニ国家ノ義務タリ。諸君請フ、上勅令ノ中央衛生会、又ハ地方衛生会ヨリ、下三十一年県令第五十四号ノ旨意ニ鑑ミ、予等発生ヲ贊ケラレ其目的ヲ達セシメラレンコト敢テ希望ノ至リニ堪ヘザルナリ。

明治三十四年十二月

発起人

〔城崎郡長〕  
内海忠誨

〔他、三十一名氏名、略〕

城崎郡衛生会々則

第一条 本会ハ私立城崎郡衛生会ト称ス。

第二条 本会ハ衛生志操發達シ各種ノ方案ヲ講究スルヲ以テ目的トス。

第三条 毎年一回、適宜ノ場処ニ於テ定期会ヲ開設スルモノトス。

但、必要ニ応シ会頭ノ意見ヲ以テ臨時会ヲ開クコトアルベシ。

第四条 定期・臨時開会時日、場所ハ会長ヨリ會員ニ通知スルモノトス。

第五条 本会ハ町村毎ニ支部ヲ置ク。但、支部ノ經費ハ其支部ノ適宜トス。

〔第十四条まで下略〕

- (一) 種痘
- (二) 医療

〔豊岡県布達〕



種痘ノ儀ハ児童ノ夭廢ヲ救テ其天生ヲ保タシムルノ仁術ナル事、世人ノ知ル所ナリ。故ニ、来ル四月廿日ヨリ県下病院ニ於テ日々八時ヨリ十二時迄ノ間、施方候条、未タ種痘不致者ハ病院へ申出、種術相受ヘク、尤モ謝トシテ一人ニ付、六錢二厘五毛其節相納ムヘキ者也。

追テ県地隔遠ノ者ハ、其土地最寄ノ種痘場ニ於テ相受候儀、随意タルベシ。

豊岡県

大野権参事

明治六年三月二十八日

正権区長

(2) 医学 校

『豊岡県史』

明治九年二月十七日

区 長  
戸 長  
用 係

夫<sup>(そ)</sup>レ、医ノ業タルヤ司命ノ重任ニシテ人間一日モ欠クヘカラサルハ、人々得テ知ル所ナリ。故ニ能<sup>(ぞ)</sup>其方ヲ得ルトキハ、民生ノ寿考ヲ享有シ、身軀ノ健康ヲ培植シ、以テ国家ヲシテ無限ノ幸福ヲ受ケシム。若<sup>(し)</sup>其之ニ反スルヤ夭札<sup>(折)</sup>禍害踵ヲ旋ラサスシテ往々言ニ忍シサルモノアリ。嗚呼、懼レ且慎マサルヘケンヤ。然シテ、朝廷至渥ノ恩旨ヲ垂及シ大ニ人民保護ノ道ヲ擴張シ、天下ヲシテ泰平ノ化ニ沐シ各自其処ヲ得セシメントスルノ際ニ当リ、宜シク此術ヲ講究シ人民ノ性命<sup>(生)</sup>ヲ保全シ投射方一モ誤リナキノ域ニ至ラシムルモノハ実ニ地方官ノ所任ニシテ一日モ忽<sup>(ゆるがせ)</sup>ニスヘカラス。是ヲ以テ本県曩ニ豊岡・福知山等ニ病院ヲ設立スト雖モ管内広袤<sup>(ぼう)</sup>殆<sup>(おほ)</sup>ント四十里、其遠隔ノ村落・山間ノ僻地ニ至リ

テハ更ニ其沢ヲ被ムル能ハス。加之、方今府下ニ於テハ泰西各国ノ医術ヲ研究シ、日二月ニ其精妙ヲ極メ皇国医術ノ面目ヲ一新セリ。然シテ本県ノ如キ山陰ノ一方ニ僻在スルヲ以テ概（おむむ）從來ノ陋習ヲ脱却スル能ハス。豈遺憾ノ至リナラスヤ。抑、明治八年三月府下医術開業ノ試験法発令アリ。本年又各地方ニ該則ヲ領布ノ令アルニ至ル。是ニ由テ之ヲ視レバ益（ますます）滿天下ノ医生ヲシテ将来医術ノ方向ヲ定メ其精妙ノ真理ヲ得セシメ、僻陬僻隅一モ不幸非命ノ死ヲ受クルナク痼痼痲疾ノ患ヲ免レシメントス。地方人民孰（いづれ）モ至仁ノ朝意ヲ感戴セサル者アランヤ。因テ一良教師ヲ上国ニ聘シ第一大区豊岡病院内ニ於テ医学校ヲ設立シ、広ク管内ノ医士ヲ薰陶シ傍ラ患者ヲ診察シ治療ノ方法ヲ授ケシメ、上ハ以テ朝意ノ渥ニ報答シ、下ハ以テ管下五十万ノ生靈ヲシテ天賦ノ幸福ヲ完受セシメント欲ス。苟（いやし）モ医員タルモノ宜シク此意ヲ体認シ、卓爾ノ活眼ヲ開キ、将来

ノ方向ヲ定メ、奮発興起相率ヒテ茲ニ從学シ、以テ精妙ノ科芸ヲ講究スヘシ。而シテ患疾ノ者、忌憚ノ念ナク来テ診察ヲ乞ヒ治療ヲ受クベシ。其開校日限及諸規則ノ如キハ追テ可相達モノ也。

但、入学規則ハ別冊ノ通り可相心得、且又医学校病院等ノ義ハ举国一般戮力設立可致ハ人民ノ義務ナレハ其資金ノ如ハ全ク官ニ仰グノ理ナシ。然レトモ方今人民ノ情態未ダ茲ニ至ラズ、依テ格別ノ詮議ヲ以テ当今別紙資本概則ノ通、相定ムルモノトス。而シテ有志ノ輩ハ寄付金差許スヘク候条、金額ノ多少ニ拘ラス出願イタシ、愈（いよいよ）以テ隆盛ニ趣（趣）候様各自注意可致事

## 〔別紙〕

## 医学校及病院資本金概略

一 金千五百円 管内民費タルヘシ。尤、格別ノ詮

議ヲ以、地租百分一ノ内ヨリ充當

スルモノトス。

一 金五百円

管内惣医員五百名ヨリ抛出スルモ

ノトス。其方法ハ追テ達スヘシ。

一 金七十二円

管内種痘医七十二名ヨリ抛出スル

モノトス。其方法前ニ同シ。

一 金六百円

官ヨリ扶助ス。

合計二千六百七十二円也

右ノ所ニ 二千〇六十六円ハ消費シ、残金六

百〇六円八年ニ積置、後來抛出ノ金額ヲ減少

スルノ見込トナス。

シ。

一 正則生ハ校中へ入塾セシメ、人員ノ定限ヲ立テ、

正科ヲ教ユルモノトス。

一 変則生ハ其住居ノ遠近ニ從ヒ毎日或ハ一ケ月若

干日、或ハ一ケ年若干日、便宜上校質問講究等致

スモノニテ、則正則生ヲ除ノ外、管内一般開業医

員ヲ以テ該生トナスモノナリ。其詳細規則ハ追テ

定ムルモノトス。

(下略)

正則生入学心得

第一条(略)

第二条

生徒ノ員ハ当分五十人ヲ限リトス。

第三条

医学校生徒入学心得緒言

第一条

校中正変ニ科ヲ以テ教導スルモノトス。其部分左ノ如

生徒ノ年齢ハ滿十四年以上、三十年以下タルヘシ。

但シ、才行学力衆人ニ超越スル者ハ此限ニアラス。

(下略)

○

明治九年四月二十八日

医務取締職務仮章程

(中略)

第三条

区内医学校病院及鉦泉等取締ノ事

(下略)

○明治九年八月二十一日、豊岡県は兵庫県に合併、豊岡県病院は兵庫県豊岡病院と改称したが、この経過の中で医学校構想も消えたと見られる。

(3) 公立豊岡病院

『明治十五年 地方巡察使復命書』三二書房版  
明治十六年

豊岡病院 収入金ト協議費ヲ以テ維持ス。

医員 四人 入院患者 九拾三人

外来患者 四千八百式拾式人

校長松岡茂章、外ニ医員三人。該院ハ明治六年旧豊岡校<sup>(院)</sup>ニ於テ設立シ、其後十三年マテ但馬全国ニテ之ヲ維持シ来リシカ、十四年度ヨリ城崎一郡ニテ維持セリ。

入院患者<sup>(ヤマ)</sup>一人、外来患者日々五、六十人。

(4) 獣医局開設

『豊岡区文書』豊岡市蔵

人一第五二〇号ノ二

今般、公立豊岡病院内ニ於テ獣医局開設候条、自今午馬疫其他家畜病有之節八直ニ同院ニ申出、診察相受候様、各大字内一般へ御通示相成度、此段及御照会候也。

明治廿七年十月一日

豊岡町役場

豊田町管理者

永野 淵 殿

(5) 産婆・看護婦養成所の生徒募集

「豊田区文書」豊岡市蔵

地五第五三三号

本県産婆及速成看護婦養成所ニ於テ、本年四月一日ヨリ産婆・看護婦各生徒入学許可相成候ニ付、其町内ニ於テ適当ノ志願者精々御勧誘相成度、而シテ志願者ハ三月十日迄ニ願書差出候様致度、此段及通知候也。

追テ食費ハ一ヶ月四円五十銭、最初被服料三円ヲ要スレトモ町費ヲ以テ補助ス。

産婆ハ年齢満十九歳以上、看護婦ハ満十八歳以上ニシテ、身体強健・品行方正・性質善良ノモノニ限ル。

(明治三十四年一月廿一日 豊岡町役場)

(6) 施療券

「豊田区文書」豊岡市蔵

五第五五一号

当豊岡町内滋茂町舟木良吉ヨリ同医院創業以来満十五年ト相成、之カ祝意ヲ表スル為メ当郡内貧困者へ施療券壹千枚寄贈セラレタル趣ニテ、郡役所ニ於テ各町村戸数ニ割当テ配付相成候条、別券及交付候間、可然御取計相成度、此段及通知候也。

追テ、施療裏書ノ通り施療期ハ本年九月限りニ候条、

配布ノ際注意置相成度也。

明治卅四年六月十四日

豊岡町長 原 庄七

(7) 公立豊岡病院移転問題

豊岡市蔵

第八三号議案

公立豊岡病院ノ移転問題ニ付、別紙意見書ヲ同病院  
管理者宛提出セムトス。

昭和六年八月六日提出

豊岡町長 滝野彦次郎

右原案ノ通、議決確定

昭和六年八月六日

(別紙)

意見書

公立豊岡病院移転ノ件ハ、之ヲ延期セラレンコトヲ望  
ム。

理 由

公立豊岡病院ハ同組合設立ト共ニ本町ニ設置セラレ、  
爾来数十年ノ星霜ヲ経テ今日ニ至レルモノニテ、本町  
民ハ同病院ニ対シテ伝統的の愛着心ヲ有スルト共ニ其本  
町ニ存置サレアルコトヲ本町ノ誇リトシ、而シテ同病  
院ガ近時益々發展シツゝアルコトヲ大ナル欣ビトセル  
モノナリ。

斯ノ如キ実情ニアルヲ以テ、今回同病院移転ニ件フ敷  
地ヲ選択セラルゝニ当リ本町ハ貴組合ニ対シ従来同病  
院ノ所在地トシテ前陳ノ如キ特別ノ關係ヲ有セル本町  
ノ意見ヲ容ルゝノ雅量ヲ示サレンコトヲ切望スルモノ  
ナリ。

然ルニ仄聞スル所ニヨレバ、目下貴組合ハ其然ラザル

位置ヲ之レガ敷地ニ決セントシテ進行セラレアリト。

若シ斯ノ如キ事実アリトセバ、維レ本町ノ忍ビ難キ苦

痛トスル所ナルヲ以テ、希クバ本町ノ意志ト合致スル

敷地ヲ得ルマデ右病院移転ヲ延期セラレンコトヲ切望

スルニ依ルモノナリ。

右、町会ノ決議ニヨリ意見書及提出候也。

昭和六年八月六日

豊岡町長 滝野彦次郎

公立豊岡病院組合

管理者 伊地智三郎右衛門殿

但馬国城崎郡妙楽寺村字大谷四番

山林七反九畝拾四歩

一 伝染病火葬場 拾歩

同村持主

石田源左衛門

右、客年当県乙第四百四拾七号御達シニ基キ前書ノケ所

ヲ区画シ妙楽寺村伝染病死者火葬場ニ取設ケ度、尤其

汚穢物・排泄物等ノ義モ同場内ニ於テ焼却見込ニ有之

候条、御差支ノ兼無之哉、(兼)実地御検査ノ上、何分ノ御

指揮相成度、図面相添此段奉伺候也。

城崎郡妙楽寺村

明治十四年三月十六日

持主 石田源左衛門

同地主惣代 友田八郎左衛門

同衛生委員 友田義左衛門

同郡小尾崎村衛生委員ヲ兼

惣代 友田伊右衛門

戸長代理用係り 山川又右衛門

(三) 火 葬 場

(1) 伝染病火葬場

妙楽寺区蔵

伝染病火葬場取設ニ付伺

兵庫県令 森岡昌純殿

「書面伺ノ趣、実地遂検査候処支障無候条、地種組替ノ義更ニ可願出事

明治十五年二月十四日

兵庫県令 森岡昌純

(2) 火葬場使用料

「豊田区分書」豊岡市蔵

豊岡町火葬場焼屍料規定

一 焼屍ヲ委托セントスルモノハ、左ノ區別ニ依リ焼屍料ヲ隠亡夫ヘ支払フモノトス。

等	差	金額	焼屍料	區別
一	等	三円五十銭	自	町税等級 至五等

二	等	貳円五十銭	自	六	等	至	十	等	
三	等	貳	円	自	十一	等	至	十五	等
四	等	壹円五十銭	自	十六	等	至	二十	等	
五	等	壹	円	自	廿一	等	至	廿五	等
六	等	七拾五	銭	自	廿六	等	至	三十五	等
七	等	五拾	銭	自	三十六	等	至	四十	等

但、十五歳以下ハ各等ノ半額トス。

二 前項ノ例ニ依リ難キ一時滞在在者ニアリテハ、其時々相当ノ額ヲ定ムルモノトス。

三 委托人ハ、火屍料ノ外、薪炭ハ現品、或ハ料金ヲ相渡スベシ。代金ヲ以テ支払フ場合ニアリテハ、金三拾銭以内トス。

四 本規定ハ、明治三十三年四月一日ヨリ実行スルモノトス。

明治三十三年三月廿六日



城崎郡豊岡町役場

6 交通と郵便

(一) 渡 船

(1) 城崎郡渡船調

舟木直光氏蔵

(表紙)

右調帳差出候処、士族卒無賃ノ分請取、精々直下ケ  
可申付旨御達相成候事

但馬国城崎郡ノ内、往還渡船調帳

(明治四年  
辛未)

七月

豊岡県

西京往還

但馬国城崎郡

京口町・塩津村ノ間

一 気多川

渡船定賃銭

地元

大磯村

銭拾文

人壹人

同拾文

貳人持已上ノ荷物

壹荷ニ付

同貳拾文

牛馬壹疋

但、定水増水夫貳人已上差出候節ハ水主壹人

ニ付、賃銭壹倍増。尤、士族卒等ハ無賃銭ニ

御座候。

一 水元ハ但馬国朝来郡生野銀山ヨリ流来、同国城崎

郡津居山村海へ落出候。

一 川幅三十六間、定水貳丈、緩流ニ御座候。

一 定水へ壹丈三尺増ニテ通路留メ、壹丈三尺ヨリ落

水相成候へハ通路相開キ候。

一 平常通船壹艘渡船賃ヲ以、越立致シ候。非常多人

数通行有之節ハ隣村大磯村ヨリ助船差出候。

但、通船長四間、胴間五尺、平常水主壱人乗。

一 金銀米錢等手当トシテ下ケ渡候義無御座候。

一 川場免地等無御座候。

丹後国久美浜往還

但馬国城崎郡

日撫村・六地藏村ノ間

一 気多川

地元

日撫村

渡船定賃錢

錢拾五文

同拾五文

人壱人

貳人持已上ノ荷物

壹荷ニ付

同參拾文

牛馬壹疋

但、定水増水夫貳人以上差出候節ハ水主壱

人ニ付、賃錢壹倍增。尤、士族卒等(以下、空白)

一 水元ハ但馬国朝来郡生野銀山ヨリ流来リ、同国城

崎郡津居山村海へ落出候。

一 川幅百間、定水六尺、緩流ニ御座候。

一 定水へ壱丈四尺増ニテ通路留メ、壱丈四尺ヨリ落

水相成候へハ通路相開キ候。

一 平常通船壹艘渡船賃ヲ以、越立致シ候。非常多人

数通行有之節ハ隣村六地藏村ヨリ助船差出候。

但、通船長四間半、胴間五尺、平常水主壱人乗。

一 金銀米錢等手当トシテ下ケ渡候義無御座候。

一 川場免地等無御座候。

右ハ旧来ノ仕来リ取調候処、書面ノ通り御座候。以上

辛未七月

豊岡藩(トヨノカ)

(表紙)

辛未七月中差出候処、士族卒無賃ノ分請取、直下  
 ケ御達ニ付、尚又調直シ差出候扣帳  
 但馬国城崎郡ノ内、往還渡船調帳  
 (明治四年) 辛未 豊岡県  
 九月

但馬国城崎郡

西京往還

京口町・塩津村ノ間

地元 大磯村

一 気多川 渡船

渡船定賃銭

銭八文

人壹人

同八文

式人持已上ノ荷物

壹荷ニ付

同拾六文

牛馬壹疋

但、定水増水夫式人已上差出候節ハ

水主壹人ニ付、賃銭壹倍増ニ御座候。

(以下、略。前帳に準ずる)

丹後久美浜往還

但馬国城崎郡

日撫村・六地藏村ノ間

地元

日撫村

一 気多川 渡船

渡船定賃銭

銭拾弐文

人壹人

同拾弐文

式人持已上ノ荷物

壹荷ニ付

同弐十四文

牛馬壹疋

(以下、略。前帳に準ずる)

右ハ渡船賃<sup>(德)</sup>直下ケノ義、被仰出候ニ付、取調候処書面ノ通ニ御座候。以上

辛未九月

豊岡県

夜増シ・増水等ノ區別ヲ以、至当公平ノ賃銭精密取調、来ル廿五日限、無遅延可申立事  
右ノ通相達候条、得其意取調可差出、且部内渡船場無之向ハ其旨可届出者也。

○「豊岡県史料」には明治六年十月二十三日付の同文のものもある。

## (2) 渡船賃銭

「豊岡県布達」

(第拾壹号) <sup>(明治)</sup>五年十月十九日

当管内渡船賃銭ノ義、近来猥ニ相成、纒<sup>(カ)</sup>ノ川場ニテ不当ノ賃銭ヲ乞請、其余夜渡シ・増水等ノ節ハ大抵見掛取ノ弊習モ有之哉ニ相聞、方今諸道便宜ノ方法・御施設ノ折柄、以ノ外ノ事ニ候。仍之、今般更ニ可令改正候間、川場ノ広狭・水流ノ緩急ニ応シ定額賃銭ハ勿論、

「御用留」田中彦右衛門家旧藏・但馬信用金庫蔵

川々渡船場ニ於テ多人数ニ及候迄行旅ヲ留置候弊習有之趣、以ノ外ノ義ニ付、今般調査ノ上、賃銭相定候条、士民一般公私ノ差別ナク賃銭之ヲ受取、譬ヘ菅人タリ共、速ニ出船可致事

豊岡県

明治六年八月 <sup>(豊岡県史料)</sup>は「六月」

権参事 大野右仲

右御達ノ赴及定額賃銭共、左ノ雛形ノ通、通川場へ  
 揭示可致者也。

明治六年八月(同前)

豊岡県

駅通係

但馬国城崎郡

一 豊岡京口町

西京東街道

渡船賃銭

金三厘

一 日撫村

丹後街道

渡船賃銭

金三厘

今津村

同

渡船ちん銭

金六厘

森津村

因州街道

渡舟ちん銭

金貳厘

野上村

〃

船町村

〃

立野村

〃

今森村

〃

小島村

〃四厘

津居山村

〃三厘

(揚示雛形、略)

○

管内川ノ渡船定額賃銭ノ義、川場へ揭示可致旨、先般  
 布達相成候処、今以等閑ニ打過候向モ有之趣、畢竟村  
 役人共示方不行届故ノ義、不都合ノ事ニ候条、速ニ揭  
 示イタシ候様、渡川場抱ノ村々不洩様尚可触示モノ也。

豊岡県

明治六年九月七日

駅通掛

(1) 人力車賃銭  
(2) 人力車・馬車

豊岡市歳

人力車賃銭表 明治卅年十一月改正

増	割	銭	賃	区賃別	賃銭額
一時間待	夜中同上	風雨雲道路泥濘	夜陰		
五	五	三	二	二	五
割	割	割	割	倍	割
各					
生野	和田山へ	八鹿へ	江原	出石へ	久美浜へ
世十三丁	十六丁	九丁	三里	三里	三里
五丁	八丁	五丁	里	里	里
銭以内	一円廿六	八十一銭	四十五銭	二十七銭	二十七銭
銭以内	一円廿六	八十一銭	四十五銭	二十七銭	二十七銭

内	町	一
一里	七丁以内	半日雇切
六	五丁以上	一日雇切
銭	三	七十銭
		各
		関宮へ
		九里
		八十一銭
		以內
		一円八銭

一 二人乗ト雖、一人ヲ乗載スル時ハ（目方十貫目以上、又ハ車体ノ一半ヲ占ムヘキ荷物ヲ載セサル場合ニ限り）一人ノ賃銭ニ同シ。  
 一 三年以上十年未満ノモノハ二人ヲ以テ一人ト見做ス。但シ、単ニ一人ヲ乗載スルトキハ一人ノ賃銭ニ同シ。  
 一 里数ヲ積算スルハ譬ヘハ数里、或ハ数十里行クトキハ十八丁未満ハ切捨テ、十八丁以外ハ一里ノ賃銭ヲ与フ。  
 右ノ通、増額認可候旨、豊岡警察署ヨリ通知有之候条、

為御心得及通知候也。

明治三十年十二月二日

豊岡町役場

町管理者 御中

(2) 馬車

『但馬新聞』

明治三十八年(カ)

●馬車人を殺す (月不詳) 去る十七日午後二時、養父郡養父市

場村尋常高等小学校前にて豊岡・和田山間を往復する

上り馬車と下り馬車の行き違ひたる際、豊岡よりの上

り馬車を曳く瘦馬が何物にか驚きけん乗客四人を乗せ

たるまゝ暴れ出したるにぞ、乗客中二人は手又は頭部

に打撲傷を負ひ、中にも朝来郡粟鹿村の内、田中村・

西為吉は馬車より揺り落され眉間を打ちて其儘即死を

遂げたりと。

出石豊岡間馬車

旧年中は非常の御引立に預り難有御礼申上候。尚  
本年も不相変御乗車の榮を賜り度奉願上候。

明治四十三年一月二日

出石発車 午前六時 同九時 十二時  
午後二時

豊岡発車 午前九時 十二時 午後二時  
午後四時

出石馬車駐車場

藤原松太郎

(三) 運送

(1) 播但間近廻り通船計画

『日本金融史資料』

豊岡浚疏会社願

「壬申三月十三日・同十五日濟。八等出仕 鈴木 董  
五月十四日受上局へ出ス」

大坂商人山中善右衛門外三人、但・播二州ノ川筋堀  
広<sup>(セ)</sup>、通船便利ノタメ会社取建、準備トシテ同人共有財  
差出、通用ノ切手発行イタシ度段、豊岡県伺ノ趣熟覽  
仕候処、善右衛門其外有名身元ノ者共ニテ必取縮モ行  
届成功可仕義ニハ可有之候へ共、詰り会社取建ノ方主  
業ニ候上ハ方今一般ノ規則御任意ノ際ニテ、右御一定

不相成内ハ可否難差極置、追テ法則御取設御布告相成  
候迄見合候方ト存候付、御指令案左ニ相伺申候。

御指令案

書面浚疏会社取建通用切手発行ノ義、追テ一般法  
則御取設御布告可相成ニ付、其節迄見合可申事

○

浚疏会社取建ノ為通用切手発行伺

大坂商人鴻池善右衛門外三人、本県上納金為替用相勤  
居候処、御国益趣法別紙書面ノ通今般申立候。書中、  
但・播兩州ノ川筋堀広ケ通船等ノ儀ハ便利莫大ノ事、  
成業ノ見込篤ト取調、追テ可相伺候へ共、会社取建通  
用切手発行ノ願ハ御省出板<sup>(マ)</sup>ノ会社弁、立会略則ノ二册  
ニ詳細御揭示、願人モ御趣意領承致居候義ニ付、正金  
貳拾万兩為差出、御省ヨリ巡回官員ノ検査受、却テ御  
規則ニ不振様取扱、正金貳拾万兩差出候上ハ貳拾五万



両迄ノ通用切手発行ノ様イタシ度、右御採用相成候ハ  
 ハ立会略則ノ内通用切手仕法ノ章程ニ倣ヒ別紙草案ノ  
 通、公告イタシ可申、願人四名ハ有名ノ富家ニテ地面  
 其外引当物十分ニ有之、且藩貨ノ分官債証券ニテモ御  
 渡相成候ヘハ、右ヲ三、四倍程為引当、差出サセ候テ  
 モ猶多分ノ余リ可有之、散札引纏方掛念ノ次第更ニ無  
 之、乍去鉄道会社ノ如ク長年季ニテハ其間ノ流幣散札  
 ノ摺レ損シ等過慮不少候間、満三ヶ年ヲ限、一旦散札  
 引纏メ候上ハ公私ノ便利宜候ハハ継年季相願候共、又  
 ハ散布札悉皆引上、再ヒ新切手発行相伺候共、其節ノ  
 便宜取計方モ可有之、何分即今ノ処現金廿万両為差出  
 右相当ノ通用切手発行為致候ヘハ、物産繁殖ノ一助、  
 堤防川浚官費為致尽力候見込モ有之、目今生野川切割  
 ノ御企モ有之候折柄、右但州氣(河山)多川浚疎通船相立候様  
 イタシ候節ハ、北方ノ物品輕易ニ南海工運輸被致、其  
 利益莫大ノ事ニテ此節不可失ノ機会ニ存候。素ヨリ万

全ノ趣法、弊害モ無之、異日蒙御厄介候筋等決テ無之  
 ノ儀ニ候間、御許可被成下度、仍此段相伺候也。

(明治五年)  
 壬申三月十七日

豊岡県

大蔵省

御中

但馬・丹後一円、丹波三郡(丹波)轄管郡村エ公告書

- 一 正金貳拾万兩当社エ相備、右金高ニ的当シタル百  
 円・五拾円・廿五円・拾円・五円・永百文ヨリ九百  
 文迄ノ通用切手ヲ発行スルニ付、右切手ヲ借受又ハ  
 諸払ニ受取ヲ迷惑セサル人ニ限、コレヲ渡スヘシ。
- 一 右通用切手ヲ新貨幣又ハ各種ノ官札等ニ替ルヲ望  
 ム者ニハ、朝(時)八字ヨリ夕(時)五字迄ノ間、毎日コレヲ引  
 替ヘシ。
- 一 此切手ヲ西京・大坂エ持登リ普通ノ貨幣ニ替ルヲ

望ム者ハ、鴻池善右衛門・鹿島久右衛門・長田作兵衛・長田作五郎店ニテ無遅滞引替ヘシ。

一 右切手ヲ受取コトヲ不好者エ強テ可相渡品ニアラス。持運ヒ、仕舞置等ノ便利ヨリコレヲ好ム請ニ応シ相渡スヘシ。

一 豊岡御県庁エ諸納物ニハ差支ナシト雖モ、大蔵省其外エハ於当社速ニ引替タル後、御県庁ヨリ納ルナリ。

一 当社エ加入利益配分新加入ノ者ハ壹年ノ利益割五分ヲ限ルヲ望候者エハ一株百兩ト相定候ニ付、右金高ヲ会社ノ庫中ニ納メタル人エ元居金廿万兩発起人ヨリ既ニ差出コレアル内ヲユツルヘシ。

譬ヘハ、金百兩ツツ新加入ノ者三百人コレアル時ハ、発起人ヨリ一時ニ差出シタル式拾万兩ノ内三万兩相減、三百人ニテ持参ノ三万兩ヲ右欠員ニ加、全数二十万兩迄ハ此例ニ準ス。拾万兩以上ハ加入

ヲ許サス。半数拾万兩ハ発起人ノミニテ出金ノ定メナリ。

右ハ気多川並ニ由良川筋浚疏水害防除ノ為メ今般蒙官許三ヶ年ノ間発行致候通用切手ニ付、年限相満猶又及公告候節、散布ノ切手悉皆御持参有之候ヘハ普通ノ貨幣ニ引替候条、右ノ趣承領此切手御取扱可有之、此段及公告候也。

壬申何月

豊岡浚疏会社

但馬・丹後一円

丹波国天田・多紀・氷上三郡

町村々御中

○

乍恐書付ヲ以奉願候ハ、私共四人ニテ金式拾万兩差出置、豊岡会社取建、御支配処丹後・但馬国一円、丹波国天田郡・多紀郡・氷上郡村々エ右金高二相当仕候

会社通用切手発行被仰付候様仕度、右切手三ヶ国村々ヨリ上納仕候ハハ御国内一般通用ノ貨幣ニ引替、出納寮其外エ御達次第速ニ上納取計可申候。右元立金貳拾万兩ノ外猶為引当私共ヨリ旧諸県エ貸出高、今般書上候証書元利金三百万兩余ノ内五拾万兩程ニ重引当トシテ差出候様仕度候へ共、右証文ニテ御不都合ノ次第モ御座候ハハ銘々所持大坂市中持地ノ家藏ノ内貳拾万兩ニテモ又ハ三拾万兩ニテモ沽券書類指出可申旨、三州ノ義ハ正金銀ヨリモ諸札通用ノ方は迄融通宜敷国柄ノ儀ニ付、先試ニ三ヶ年季式拾万兩奉願、弁利宜候ハハ年季々明ニ至リ新ニ五拾万兩再願仕度、右会社切手毎月発行ノ金高二応シ五珠<sup>(朱)</sup>ノ税金相納、北海但馬国津居山ヨリ生野銀山麓迄十八里堤防水際川浚御用途ニ相宛、播州ノ内四、五里旧川堀弘<sup>(弘)</sup>ヶ候へハ北海ヨリ南海エ三十里ニ不滿通船相開ヶ北海運漕莫大ノ好都合ニ付、此御入用エ前書三百万兩ノ内私共ヨリ追々薄利ヲ以出金

仕候ハハ諸事抄取可申、但・播二州ノ国境ヨリ両海エ流落候川筋ニ付、万一水上連続仕兼候ハハ、国境五、六町荷車相用ヒ両国共水上迄ハ荷船相通候様急度成功可仕、就テハ二州ノ河相通ヒ候蒸氣船并運送川船ヨリ相当ノ船税新ニ御取立相成可然ト奉存候間、費用出銀ノ廉ヲ以、船税ノ内何程カ永世私共エ御下奉願上度、手始ノ心得ニテ前件纔ニ貳拾万兩備金ノ豊岡会社通用切手五珠<sup>(朱)</sup>ノ税相納、川浚并堤防御費用ニ宛、此大業成功聊奉報御国恩度、此段奉願候。以上

明治五年二月

大坂船町

長田 作五郎

同 大川町

長田 作兵衛

同 玉水町

広岡久右衛門

豊岡県

御庁

同 今橋二丁目

山中善右衛門<sup>(鴻池)</sup>

○この会社は結局、発足しなかつたが、江戸中期の大坂・江

戸商人による円山川高瀬舟による近廻通船の復活企画として注目される。

(2) 陸運会社・内国通運会社

『豊岡県史』

陸運ハ県治豊岡ヨリ生野銀山ヲ經過シ播磨姫路ニ出ルヲ本路トシ、一ハ丹後久美浜ヲ経、峰山・宮津ヨリ京都府ニ達ス。

駅夫・助郷人夫等ハ五年九月ニ到リ一變惣括シテ陸運会社トナリ、八年四月ニ変シテ内国通運会社ト改称シ、爾来一定不易今日ニ至ルト言フ。

(3) 陸運会社取建

「御用留」田中彦右衛門家旧蔵・但馬信用金庫蔵

先般陸運会社取建の儀に付、見込書を以、去る六月十五日限申立候様布達におよひ置候処、爾今不申出調方に差支候条、其所部区長共精々注意いたし悉皆当月晦日限り急度可差出事  
右の趣、往還并協往還の村々へ無漏落可令廻達者也。

豊岡県庁

（明治五年）  
壬申七月十四日

但馬国城崎郡

第一大区

区長

副区長

中

(4) 陸運会社開業

『豊岡県史』

明治五年九月駅次助郷ヲ廃シ陸運会社開設ニ付、該社

取扱人へ達シ曰、

今般陸運会社開業ノ儀差許候条、来十月幾日ヨリ発  
行、士民公私ノ区別無之、行旅ノ往来・物貨ノ運輸  
等總テ規則ノ通相守、其駅定式ノ賃錢受取ノ諸事差  
支無之様繼立可申事

(五条項、略)

右ノ通、可相心得モノ也。

壬申九月

豊岡県庁

会社取扱人

同上、管下区長へ達シ曰、

今般、陸運会社開業差許候ニ付、来十月幾日ヨリ発  
行、其地定額ノ賃錢ヲ以、士民公私ノ区別無之、行  
旅ノ往来・物貨ノ運輸等總テ正実ノ規則相立、諸事  
差支無之様可取計筈ニ付、会社定式ノ賃錢相払、通  
行可致候。就テハ従来御用旅行及御用荷物ノ運送等

全テ村役ニ属シ候姿ニテ賃錢モ名ノミニシテ不足勝

ナルヲ郡中ニテ弁償致シ候趣ニ付、適宜ノ相對賃錢

仮ニ相定置候処、会社取開ニ付テハ右ハ令廃止、公

私一般定式賃錢相払候規則ニ候間、向後助郷ハ勿論、

村役・町役等ノ名称ヲ以、人夫差出候儀、是又令廢

止候事

右ノ通相達候条、小前末々迄無洩可触示モノ也。

壬申九月

豊岡県庁

第幾大区

区長

(5) 陸運会社規則

『豊岡県史』

明治六年七月管内諸路ニ係ル陸運々費ヲ一定シ該社中  
へ触達ス。

三丹陸運会社改正定額賃錢

一 目方七貫目持人足傭人

沓里ニ付 四百文 平路

同 四百五拾文 嶮路

一 先触並手紙類人足傭人

沓里ニ付 平均三百三拾文

一 通常夜繼ノ分、午後六時ヨリ午前第四時迄ハ定

額賃錢五割増ノ事

右ノ通改正候条、確守可致候。此段相達候也。

豊岡県

明治六年七月

駅通掛

陸運会社

乍恐以書付奉願上候

陸運会社ノ儀ハ行旅ノ往来・物貨運輸等、人民得便利候様深キ御主意ヲ以、御取開相成候処、未タ規則モ不修整候哉、或ハ従前ノ問屋、又ハ荷物取扱所等于今存在、各自区々ノ取扱仕候ヨリ独り会社ハ公事ノ御用ニ供シ候姿ニテ永続ノ目途難相立哉ニ伝承仕候。然ニ從來、飛脚ト称シ物貨運輸候義ハ御禁止ノ旨、兼テ御布告ノ趣モ御座候。就テハ更ニ会社規則別冊ノ通相定、盛大至便ノ事業取開、公私一般陸運ノ事務ハ一切会社ニテ取扱候様仕度、此段御許容ノ程、偏ニ奉願上候、以上

明治七年一月

奥田勘三郎

豊岡県

田中参事殿

前号公布ニ依リ陸運会社頭取ヨリ同会社ノ規則ヲ制定シ稟議スル事左ノ如シ。

陸運会社規則

(中略)

第二則

一 本社ヲ豊岡ニ置キ支社ヲ出石・村岡・峰山・宮津・舞鶴・福知山・篠山・柏原ニ置キ、其他ノ駅村ハ取扱所相設候事

(中略)

第十二則

一 人夫・牛馬ノ無差別、一切陸運ヲ以、營業致度者ハ総テ入社スヘキ事

豊岡

明治七年四月

陸運会社

○陸運会社は明治八年三月二日付で内国通運会社と改称。

(6) 内国通運会社運送契約

豊岡市蔵

契約書

一 今般各位ノ荷物運送ノ儀、爾後当社へ悉皆御依托ニ相成リ引請運搬スルニ就テハ猶駅々同盟会社ニ於テ一層注意シ途中ニ於テ渋滞・損害・紛失・盜難等無之様可致候。若シ万々一不注意ヨリ生シ候損害<sup>并ニ</sup>天災タリ共、左ニ署名証印スル各社ヨリ屹度弁償可致候。依之為後証、繼立各社運署契約スル処、如件。

明治十一年一月二日

内国通運会社豊岡取次所惣代

三木喜久治

同 網場取次所

藤田林五郎

(7) 内国通運会社送状

岡本正氏蔵

同 竹田取次所  
 平位久左衛門  
 同 生野銀山町取次所  
 柴橋 撰次  
 播磨国川辺駅  
 内藤清三郎  
 豊岡  
 佐川儀右衛門殿  
 同  
 佐川定次郎殿

目量	七拾九貫目	第一 柳行李ノ蕈包六個 第七百廿号 姫路迄賃済賃濟 姫路ヨリ神戸迄ノ汽車賃ハ編元骨柳ヨリ 是迄 拾荷物当ニ 出居候間、其割合ニ テ御通送有之度候、此段別テ御沙汰申上 候也。	届 東京日本橋区 西川岸 先 天山川滝五郎殿行	賃 割	送り状迄通 相添へ
	金 賃				

右差送候条、着直チニ御  
 継立可被降候也。



時間	賃金内訳	継立問屋名
五月廿二日 七時発	——	豊岡出
五月二日 時着 五月日 時発	廿九銭六厘竹田迄 付箋共	鹿八岡豊 児嶋
五月二十三日 十二時着 五月二十三日 后一時発	三拾三銭六厘竹田ヨリ 生ノ迄 付箋共 先手数	田竹 西木村
五月日 時着 五月日 時発	八拾銭 生ノヨリ ヒメジ迄 付箋共 先手数	野生 柴橋

明治廿二年五月廿二日 但馬国豊岡豊田町 通運会社  
内国通運会社姫路停車場出張所御中  
同 会社神戸出張所御中

(4) 鉄道

(1) 敷設の概況

『城崎郡役所事績』

第九章 交通及水利

(中略)

第二節 鉄道

明治二十六年三月、法律第八号ヲ以テ山陽山陰連絡予定線中、兵庫県下姫路・生野間鉄道ハ政府ニ於テ適当ト認ムルトキ私設鉄道会社ニ敷設ヲ許可スルコトヲ得ル法律発布セラレ、次テ播但鉄道株式会社ハ設立サレ、明治二十八年中姫路・生野間鉄道開通サレ、同会社ハ生野以北ノ工事中資金欠乏ヲ来シ絶望ニ類シタルヲ以テ、時ノ社長内藤利八ハ明治三十二年十一月二十四日・二十五日ノ兩日、養父郡八鹿町ニ於テ但馬各郡郡

長及有志ノ会合ヲ求メ延長ニ要スル増資中三十万圓（五十円株式六千株）ヲ但馬各郡ニ引受方ヲ懇談シタリ。當時、但馬ハ交通不便ニシテ鐵道ノ延長ヲ熱望セシ際ナリシヲ以テ之ヲ引受クルニ決シ、本郡配當責任額ハ一千二百五十株六万二千五百円ナルヲ以テ郡長ハ町村長会同ヲナシ株式募集ニ関スル規定等ヲ定メ町村長ノ同意ヲ求メ郡書記ヲ派シテ町村長ト共ニ郡内ノ有志者ヲ訪問セシメ、或ハ自ラ出張シテ勧誘ニ努メタリ。其ノ誠意ハ民間ノ容ルゝ処トナリ、翌年ニ至リ大体予定ノ株式募集ヲ為シ得タルヲ以テ同会社ハ之ニ力ヲ得テ頓テ延長工事ニ着手シ、明治三十四年八月生野・新井間ノ開通ヲ見タルモ財界不況ノ為メ払込意ノ如クナラズ、遂ニ山陽鐵道株式會社ニ売却スルノ止ムナキニ至レリ。然レドモ以上但馬各郡ノ後援ハ本鐵道ノ延長ヲ見ルノ効果ヲ収メ得タリ。次テ山陽鐵道株式會社ハ和田山迄延長工事ニ着手シ、三十九年四月一日開通ヲ

見ルニ至レリ。

之ヨリ曩キ政府ニ於テハ山陰鐵道ノ必要ヲ認め、且私設鐵道會社設立申請ノ關係モアリ、明治二十六年二月鐵道布設ニ関スル物産、其他貨物輸出入調査ノ為、鐵道技師ヲ当郡ニ派遣シ調査ヲ為スニ際シ、郡ハ大ニ之カ調査ニ便利ヲ与ヘ明治二十八年二月調査完結ス。

政府ニ於テハ山陰鐵道敷設ヲ議決シ、国有鐵道法ニヨリ山陽鐵道ヲ買取シタル後、明治三十九年七月山陰線鐵道敷設用地買取ヲ県ニ囑託シ来リ、県ノ吏員ヲ沿道各郡ニ出張セシメ、郡長及上席郡書記ニ用地委員ヲ囑託シ来リ、郡長ハ県ノ委員ヲ補佐シ、町村長ト共ニ地主ニ折衝シ、其ノ間頑迷ニシテ容易ニ応セサルモノアルモ屢々之カ交渉ヲナシタル結果、漸次之ヲ結了シ工事ヲ見ルニ至リ、明治四十一年七月十日八鹿迄開通シ、其後着々工事進捗シ、明治四十五年三月一日ニ至リ京都・大社間全通スルニ至レリ。